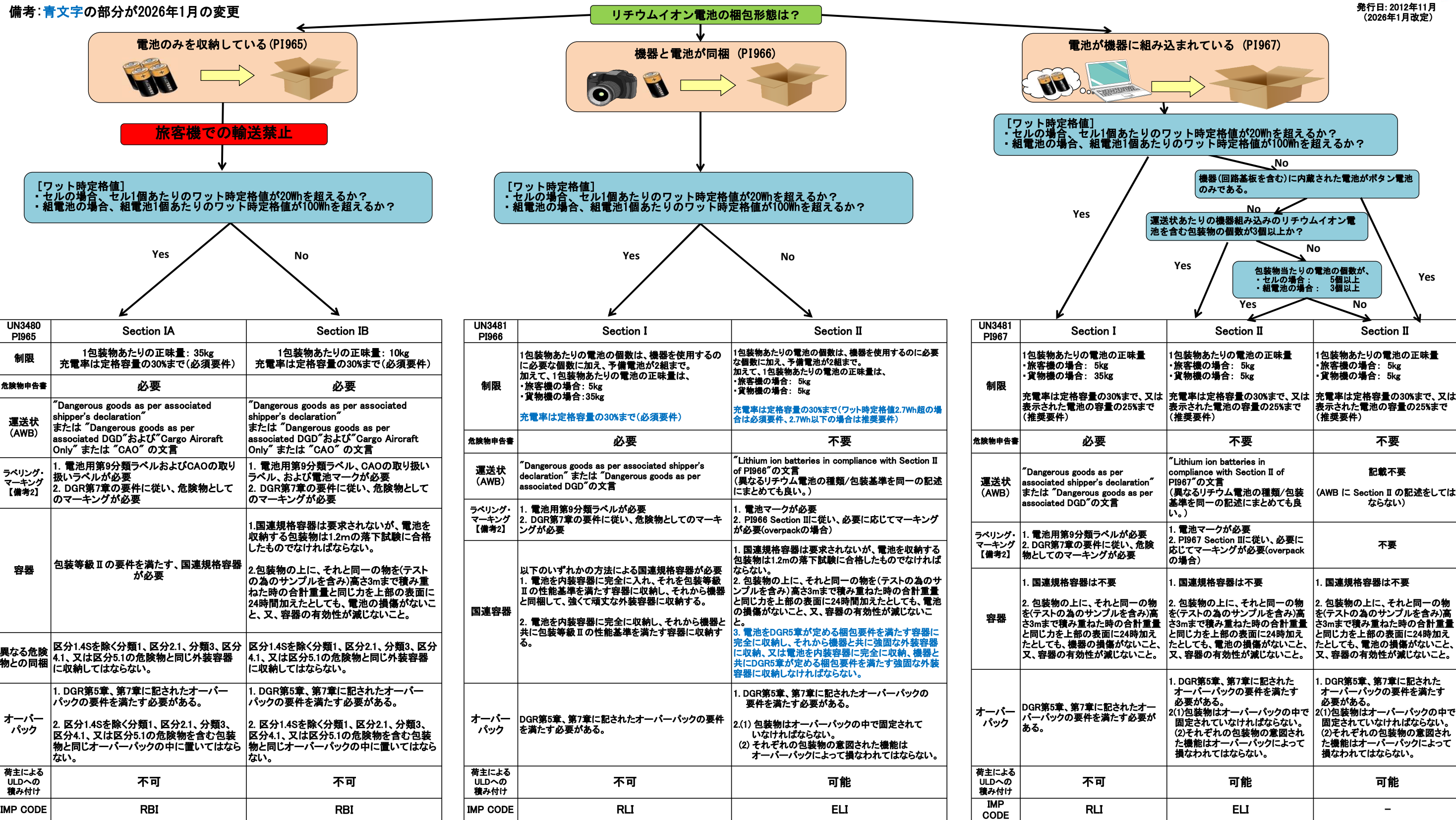


リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池の取り扱い一覧表 (UN3480, UN3481)

備考: 青文字の部分が2026年1月の変更

JAL CARGO

発行日: 2012年11月
(2026年1月改定)



【備考1】携帯用充電器 (Powerbank、モバイルバッテリー)、リチウムイオン電池で作動するJump starter、Smart Luggage (リチウム電池を内蔵・装着した手荷物) については、電池単体としての性質を強く持つことから包装基準965が適用される。

【備考2】電池用第9分類ラベル、CAOラベル、電池マークを2面にまたがって貼付してはならない。
【備考3】リチウム電池の製造業者とそれに続く配送業者は、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に定められた試験の要点を参照出来るようにしなければならない。但し、機器 (回路基板を含む) に組み込まれたボタン電池は対象外とする。